

1. 「引当金」「準備金」「前受金」を比較

2. 「退職給付引当金」の計算の仕組み

3. 会計理論上、「株主資本」とはどのように分類され、どのような項目に含まれるか

1. 引当金は、将来発生する特定の費用や損失に対する準備額を当期の負担として借方に計上し、貸方に引当金を計上するものである。引当金の要件は以下のものであり、要件に匹敵する場合は、引当金として計上しなければならない。

- ・将来の特定の費用または損失であること。
- ・その発生が当期以前の出来事に起因していること。
- ・その発生の可能性が高いこと。
- ・その金額を合理的に見積ることができること。

負債の評価の観点からいえば、将来の返済予定額で評価される将来支出額である。

引当金は資産を評価する目的で貸方に計上する評価性引当金と、負債の性格を持つ負債性引当金に分類される。評価性引当金の代表例が金銭債権を評価した貸倒引当金である。

負債性引当金には、決算日より一年以内に使用されそうなものを流動負債として、売上割戻引当金、返品調整引当金、製品保証引当金、修繕引当金、賞与引当金などが挙げられる。また、一年を超えて使用されそうなものは、固定負債として、退職金給付引当金、特別修繕引当金などが挙げられる。

準備金は、会社の純資産が資本を超えた場合、利益として配当せずに会社内に留保する金額であり、法定準備金と任意準備金がある。会社法では法定準備金のことを指す。

法定準備金は法律で、会社の財産を強固なものにし債権者を保護するために資本金のほかに用意することが義務付けられている。これは資本金に組み入れるか、欠損を補うためにしか使用できない。株式会社では、資本金の4分の一となるまで積立てることが義務付けられている金額が法定準備金になる。業種により特別法で計上することを強制されている貸方項目である。電力事業法による濁水準備金、原子力発電工事償却準備引当金や保険事業法による異常危険準備金などがある。政策的に特定の業種の保護育成を目的に利益留保の性格を持っている。負債の評価の観点からいえば、将来の返済予定額で評価される将来支出額である。

前受金は、商品代金の手付金として受け取る資産であり、貸方に計上する。将来において商品を引き渡す債務が生じる。

負債の評価の観点からいえば、過去における収入額で評価される過去収入額である。

2. 退職給付引当金の計算のしくみ

退職給付に充てるための資産は、大きく分けて会社の会計である退職給付債務と年金資産がある。基本的には、退職給付引当金は退職給付債務から年金資産を引いた不足額が計上される。

年金資産は会社から独立した外部の年金制度で運用され、時価で評価される。

退職給付債務を計算するために、まず、退職給付見込額があり、これは退職時と退職後

に従業員に支給される年金も含めた総額である。退職給付見込額は定年まで従業員が務めた時の退職時の現在価値である。

当期末まで勤務したことにより発生した金額で退職時における現在価値として計算されたものが退職給付発生額となる。

退職給付債務は、退職給付発生額に複利原価係数を掛けて割引計算により現在にまで割り引いた金額となる。退職給付費用は、勤務費用と利息費用と年金資産の運用収益の控除からなる。退職給付発生額を残存勤続年数により割り引いた金額。利息費用は退職給付債務に対する利息費用である。

3. 株主資本について

会計理論的に株主資本を分類すると、資本（元手）に払込資本、評価替資本、受贈資本があり、留保利益に稼得資本がある。

払込資本は、株主が会社に払い込んだ資本である。これには、資本金、株式払込剰余金、株式交換剰余金、株式移転剰余金、新設分割剰余金、吸収分割剰余金、合併差益、減資差益などが含まれる。会社が維持すべき資本である。

評価替資本は、評価替剰余金ともいい、会社が保有している資産を評価替えすることによって生ずる自己資本の増加部分である。振込資本の評価額が変わって純資産の部分が増えることである。土地再評価差額金、有価証券評価差額金、保険差益などがある。

受贈資本は、贈与剰余金ともいい、会社が外部から資産を提供されたり、債務の免除を受けたりすることにより生ずる自己資本の増加部分である。国庫補助金、建設助成金、工事負担金、債務免除益などが含まれる。

(A)